

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和6年4月2日

旭川市長 今津寛介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 令和6年度資源ごみ回収拠点運営業務D

(2) 契約の概要

ア 業務内容

「使用済小型家電」「古紙」「布類」「リターナブルびん」「プラスチック製品」「傘」「金属」の回収拠点を設置するとともに、回収物の選別及び分解を行う。

イ 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市東旭川町下兵村3番地の5

旭川市環境部クリーンセンター

電話 0166-36-2213

2 契約を締結した年月日

令和6年4月1日

3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市7条通17丁目83番地の12

社会福祉法人旭川光風会 理事長 遠藤 克臣

4 契約金額

固定的経費 435,600円（うち消費税及び地方消費税相当額39,600円）

変動経費

受入に要する費用

使用済小型家電 1kg当たり5.5円（うち消費税及び地方消費税相当額0.5円）

古紙 1kg当たり5.5円（うち消費税及び地方消費税相当額0.5円）

リターナブルびん 1kg当たり5.5円（うち消費税及び地方消費税相当額0.5円）

布類 1kg当たり5.5円（うち消費税及び地方消費税相当額0.5円）

プラスチック製品 1kg当たり5.5円（うち消費税及び地方消費税相当額0.5円）

傘 1kg当たり5.5円（うち消費税及び地方消費税相当額0.5円）

金属 1kg当たり5.5円（うち消費税及び地方消費税相当額0.5円）

資源化に要する費用

古紙 1kg当たり11円（うち消費税及び地方消費税相当額1円）

リターナブルびん	1 k g 当たり 1 1 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 1 円)
プラスチック製品	1 k g 当たり 2 2 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 2 円)
傘	1 k g 当たり 2 2 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 2 円)
金属	1 k g 当たり 2 2 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 2 円)

5 契約の相手方とした理由

- (1) 障害者支援施設，地域活動支援センター，障害福祉サービス事業を行う施設（事業所）を設置運営する法人であること。
- (2) 地域のバランスを考慮し，設置場所が新旭川・永山方面であること。
- (3) 選定する法人の履行場所は，資源物の回収拠点として広く市民に認識されており，廃止した場合市民の利便性を損ない，かつ，ごみの減量，資源化に影響を与えるおそれがあること。
- (4) 保管場所，作業場所及び作業に必要な工具，人員等を有しており，資源の選別等の実績があること。

上記を満たす，社会福祉法人旭川光風会（履行場所 はばたき 旭川市永山 1 条 1 9 丁目 3 番 2 1 号）から提出された見積金額が予定価格内であったため。